

指定催し一覧表

火災予防条例第 55 条の 3 の 8 第 1 項の規定により、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等の対策が必要として指定した催しは次のとおりです。

催しの名称	開催場所	開催期間	指定した日	計画の 提出状況	備考	管轄 消防署

現在、公表の対象となる指定催しはありません。